

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

○警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）（第一条関係） ..... 1

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（第二条関係） ..... 2

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（専門委員）</p> <p>第一条 警察法（以下「法」という。）第十二条の四第一項に規定する専門委員は、学識経験のある者のうちから、国家公安委員会が任命する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費</p> <p>別表第一（第四条関係）</p> <p>警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一 部の名称及び所掌事務</p> <p>一 警務部</p> <p>イ～ナ （略）</p> <p>ラ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</p> <p>ム （略）</p> | <p>（専門委員）</p> <p>第一条 警察法（以下「法」という。）第十二条の三第一項に規定する専門委員は、学識経験のある者のうちから、国家公安委員会が任命する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>別表第一（第四条関係）</p> <p>警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一 部の名称及び所掌事務</p> <p>一 警務部</p> <p>イ～ナ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>リ （略）</p> |

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（給与厚生課）<br/>第十一条 給与厚生課においては、次の事務をつかさどる。<br/>一〇十二（略）<br/>十三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事</p> | <p>（給与厚生課）<br/>第十一条 給与厚生課においては、次の事務をつかさどる。<br/>一〇十二（略）<br/>（新設）</p> |